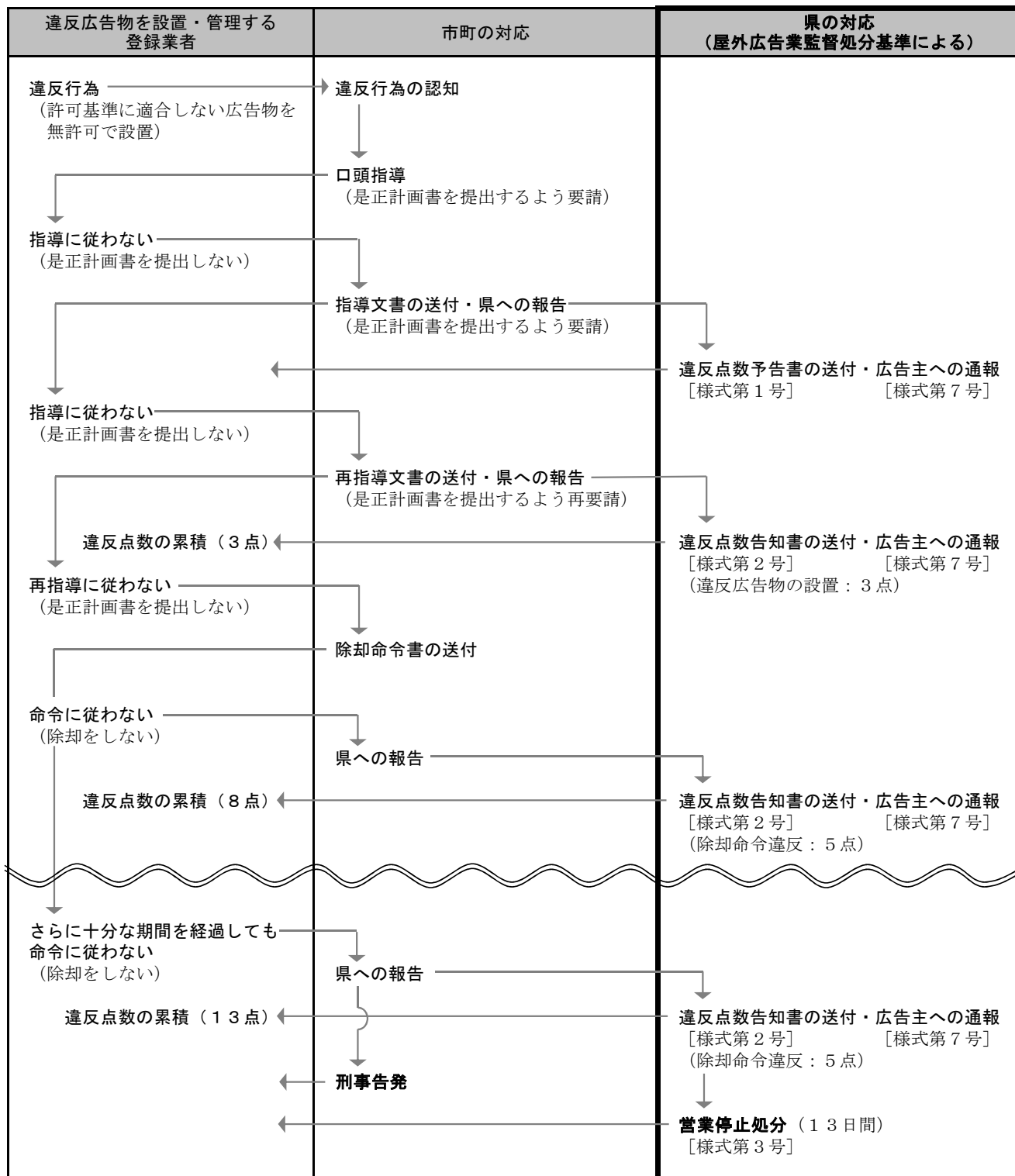


想定される指導・処分等の基本的な流れ

【想定事例】

許可基準に適合しない広告物を設置した登録業者が、指導等に従わず、当該広告物の管理を継続しているケース



※注意

- 違反広告物に関する是正指導や除却命令の事務は、「福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」(平成11年福井県条例第44号)に基づき、市町が処理することとされています。
なお、大野市においては、「大野市屋外広告物条例」に基づき、こうした事務が処理されます。
- 当該フロー図は、登録業者に対する指導・処分等の“基本的な流れ”を示したものであり、実際の対応はこの限りではありません。
特に、当該フロー図で示した「市町の対応」は、市町ごとに定められる事務処理要領に基づき行われることとなります。